

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年度小松島市一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月2日報告

小松島市長 中山俊雄

## 令和7年度小松島市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度小松島市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,595千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,981,745千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日 専決第1号

小松島市長 中山 俊 雄

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 県支出金		1,435,894	20,595	1,456,489
	3. 県委託金	108,892	20,595	129,487
歳入合計		19,961,150	20,595	19,981,745

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		1, 880, 085	20, 595	1, 900, 680
	4. 選挙費	36, 402	20, 595	56, 997
歳 出 合 計		19, 961, 150	20, 595	19, 981, 745